

浜松市教育センター運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、浜松市教育センター条例施行規則(昭和49年3月30日浜松市教育委員会規則第10号)(以下「規則」という)第8条の規定に基づき、浜松市教育センター(以下「教育センター」という)の管理・運営について必要な事項を定める。

(図書・資料)

第2条 貸出冊数は図書については、1人1回3冊以内とし、資料については特に定めのないものとする。

2 貸出期間は20日以内とする。

3 貸出冊数・貸出期間とも所長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(研究員)

第3条 教育センターで行う理科、情報教育、外国語教育の研修の充実を図るため、浜松市教育センター研究員(以下「研究員」という)を置く。

2 研究員は、各校の校長から推薦された者のうちから浜松市教育委員会が決定し、委嘱する。

3 研究員の総数は30人以内とし、それぞれの担当の人数は、浜松市教育委員会が定める。

4 研究員は、自己の研究課題を設定し、研究にあたる。

5 研究員は、理科、情報教育、外国語教育に関わる研修について担当し、その実施を補助する。

6 研究員の任期は、2年とする。

(利用許可の申請)

第4条 規則第3条第2項に規定する利用申請の受付については、所長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。